

公募型指名見積合せ参加者の公募説明書

令和7年札幌市告示第4247号に基づく公募型指名見積合せの参加者の公募については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年10月15日（水）

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課

電話 011-611-3111 FAX 011-611-3138

E-mail: shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

3 公募型指名見積合せに付する事項

- (1) 件 名 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物売払い
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 引渡し期間 契約締結日から令和8年3月27日までとする。
- (4) 引渡し場所 札幌市中央区北12条西20丁目
札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設

4 公募型指名見積合せ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 製造物の搬出及び使用を適正かつ誠実に実行したことを確認できる書類等を発注者に提出することが可能な者であること。
- (3) 資源リサイクル施設から製造物を搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、発注者に提示した時期に製造物を搬出することができる者であること。
- (4) 製造物のみを田畑に撒くなど、単独の肥料のように使用することを目的とする者でないこと。（製造物は、肥料として必要な含有成分が低く、北海道の肥料登録ができないものであるため。ただし、配合肥料の原材料の一部とすることは可能である。）
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 市区町村税及び消費税・地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する「暴力団関係事業者」に該当しない者であるとともに、今後、これらの者にならないことを誓約できる者であること。

5 公募型指名見積合せの参加申請書

本件見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類を、次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出方法

様式1-1により作成し、持参又は郵送すること。

(2) 提出期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月29日（水）（必着）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

なお、郵送の場合は、特定記録等確実な方法にて郵送すること。

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票（様式5）により作成し、電子メールに添付して提出すること。送付時の件名は「【質問票】資源リサイクル施設製造物売払い」とすること。

送付先アドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、令和7年10月21日（火）までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年10月24日（金）以降に回答書を札幌市中央卸売市場ホームページ（<https://www.sapporo-market.gr.jp/>）に掲載することにより回答する。

(5) その他

ア 見積合せに参加を希望する場合であっても、必ず指名されることを保障するものではない。なお、参加を希望した者で、公募型指名見積合せの指名がなされなかった者は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対してその理由の説明を書面にて求めることができる。

イ 見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

6 公募型指名見積合せの概要

(1) 見積合せの日時及び場所

令和7年11月13日（木）午前10時00分

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課（水産棟4階入札室）

（札幌市中央区北12条西20丁目）

(2) 見積書の提出方法

下記(3)の指名通知書の交付を受けた者は、令和7年11月12日（水）午後5時00分（必着）までに、持参又は郵送により見積書（様式4参照）を提出すること（なお、電子送付による

提出は認めない）。

なお、見積の方法は、製造物0.5トンあたりの単価(様式3の指名通知書参照)で行う。

(3) 指名通知書の交付

下記(4)の選定基準に基づき本件見積合せに参加することが適当と認めた者に対して、令和7年11月4日(火)に指名通知書(様式3 参照)を電子メールにより交付する。

なお、事情により指名通知書の交付日が前後する場合がある。

(4) 見積合せ参加者の選定基準

本売払いは本市場で製造される製造物の全量进行处理し、活用する方法も適正であることが求められることから、本件見積合せの参加者を、上記5に基づき参加申請があった者の中から、下記の基準に基づき総合的に判断して選定する。

ア 製造物の活用数量及び活用時期

製造物の全量进行处理する必要があることから、活用数量は全量もしくは全量に近い数量であることが望ましい。また、1か月間の製造数量に上限があることから、毎月を希望する場合、活用時期は各月平均的であることが望ましい。

イ 製造物の搬出方法及び搬出頻度

製造物の搬出は受注者が行う。また、製造物の保管場所が限られていることから、月1回以上の引取りが望ましい。

ウ 製造物の希望購入単価

購入単価が高いほど望ましい。

エ 製造物の活用目的及び活用方法

本市場が想定する野菜・果物くずリサイクルの意図を汲んでいるか。

オ 上記4の公募型指名見積合せ参加資格を有していること

(5) 選定者が1者のみの場合における見積合せ実施方法

上記(4)に基づく選定の結果、本件見積合せに参加することが適当と認めた者が1者のみであった場合は、当該1者を製造物の売払いに係る特定随意契約の見積者として選定し、見積合せを実施する。

7 公募型指名見積合せ手続き等

(1) 契約保証金

要。ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除する。

(2) 見積の無効

本説明書に示した参加資格のない者のした見積、見積合せに関する条件に違反した者のした見積、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積は無効とする。

(3) 契約の相手方の決定方法

ア 契約の相手方の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

イ 製造物引取り数量が総予定製造量に満たない場合の取扱い

上記アの結果、契約の相手方の製造物引取り数量が、総予定製造量に満たない場合は、予定価格以上で、次に最高の価格をもって見積(有効な見積に限る。)した者を契約の相手方

とし、総予定製造量の残量の範囲内で製造物引取り数量を決定する。以後、総予定製造量を満たすまで同様の手続を繰り返す。(別添1「契約の相手方の決定方法について」参照)

ウ 同額抽選

契約の相手方となるべき同価の見積をした者が2人以上あり、製造物の総予定製造量を上回るためその双方を契約の相手方とすることができないときは、製造物の引取り数量の多い者を契約の相手方とする。また、製造物引取り数量も同量である場合は、直ちに、当該見積者にくじを引かせて、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該見積合せ事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 決定の取消し

契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 見積合せに際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他見積合せに際し、見積合せ参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 見積合せを執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項 別添2のとおり

契約の相手方の決定方法について

1 決定方法

- (1) 選定者が複数名の場合、予定価格以上で、最高の価格をもって見積した者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方の引取数量が、引渡し期間の予定製造量（10 トン）に満たない場合は、予定価格以上で、次に最高の価格をもって見積した者についても契約の相手方とする。以後、予定製造量（10 トン）を満たすまで繰り返す。【下記“1 位～4 位”参照】
- (3) 同価の見積をした者が2人以上あるときは、製造物の引取数量の多い者を契約の相手方とする。【下記“2 位”と“3 位”参照】
- (4) 上位者による製造物の引取りが進み、製造物の残量が次に契約の相手方となるべき者の引取数量よりも少ない場合は、当該見積者との交渉により決定する。（残量に基づき再見積、引取数量に満たないため辞退等）【下記“4 位”参照】
- (5) 次に契約の相手方となるべき者が複数存在し（複数の者が同価の見積を行い、製造物の引取数量も同量である場合）、製造物の残量がこれらの者の引取数量の合計よりも少ない場合は、当該見積者にくじを引かせて、契約の相手方を決定する。

2 決定例

順位	見積者	単価（円）	引取数量（トン）	引取可能数量（トン） 【※予定製造量 10 トン】	決定
1 位	◎◎(株)	1,000	4	4	○
2 位	○○(有)	500	3	3	○
3 位	(株)●●	500	2	2	○
4 位	△△(株)	300	2	1	△
5 位	(有)××	100	5	0	×

単 価 契 約 書

物 品 名 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を
売主とし、（以下「受注者」という。）を
買主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契 約 単 価 製造物 0.5 トンあたり
金 円に消費税及び地方消費税を加えた額
- 2 契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- 3 物品の引取期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- 3 物品引渡場所 発注者の指定する場所
(札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設)
- 4 契 約 保 証 金 「免除」又は「金 円」
- 5 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印
のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市
代 表 者 市長 秋 元 克 広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

札幌市製造物売買単価契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の製造物（以下「製造物」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする製造物の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（総引取数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(製造物引渡しの条件)

第4条 受注者は、発注者から次の場所で製造物の引渡しを受けるものとする。

施設名	札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設
場所	札幌市中央区北12条西20丁目

2 前項の引渡しにあつては、発注者及び受注者双方が立会い、引渡数量を確認した上で行うものとする。

3 前2項による製造物の引渡し完了したときは、受注者は仕様書に定める「資源リサイクル施設製造物管理票」（以下「管理票」という。）を発注者に提出するものとする。

4 製造物の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第5条 発注者は、前条の管理票に基づき、各月ごとの売買代金（引渡数量（契約単位(t)の小数点以下第3位まで）×契約単価）を決定する。なお、売買代金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の代金については、製造物の引渡しがあった翌月までに、受注者に対し指定の納入通知書により納入の通知を行うものとする。

3 受注者は、前項の規定に基づく納入通知があったときは、交付された納入通知書により契約金額を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。

4 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第8条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(搬出時の取扱い)

第6条 受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、資源リサイクル施設の稼働に支障がないように、製造物を確実に搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、速やかに搬出しなければならない。

(1) 製造物の積み込みは、原則として受注者が行うものとし、受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は受注者が負うものとする。

(2) 受注者は、製造物の搬出にあたり必要な法規上の有資格者を派遣しなければならない。

(3) その他作業上のことについて、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(4) 製造物の積み込みが完了するまでにおける品質規格に関する危険負担は発注者にあるもの

とし、製造物に品質規格の相違若しくは欠陥があった場合には、発注者は受注者と協議の上、製造物を交換するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 受注者は、この契約の締結後、第6条第4号の規定に該当する場合を除き、当該製造物に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、契約金額の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

(製造物の搬出遅延の承認)

第8条 受注者は、製造物の搬出について、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により搬出遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

(特殊事由による契約の変更又は解除)

第9条 発注者は、法令の規定により又は公用、公共若しくは公益事業の用に供するため、あるいは天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により契約を履行することができないときは、その履行不能の部分について契約を変更し、又は解除することができる。この場合は、受注者は異議を述べないものとし、これがために生ずる損害の賠償を求めることができない。ただし、契約を変更し又は解除した部分に対しては、発注者は、契約金額又は契約単価により算定した代金を返還するものとする。

(危険負担)

第10条 第6条の搬出の前（第8条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における搬出の前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

(談合行為に対する措置)

第11条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による製造物の引渡し後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第12条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 支払期限までに契約金額の全部又は一部を支払わないとき。
 - (2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 契約金額の支払いが不能であるとき。
 - (2) 契約金額の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約金額の一部の支払いが不能である場合又は契約金額の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一

般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者に対する損害賠償）

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第15条 発注者は、受注者がその債務を履行したときは、契約保証金を返還しなければなら

ない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第17条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。